

選挙管理委員会からのお知らせ

八峰町選挙管理委員会では4月7日に予定されている「秋田県議会議員一般選挙」の当日投票立会人及び期日前投票立会人（投票管理者）を募集します。

■資格 平成13年4月8日以前生まれで、平成30年12月28日以前から町内に住所登録されている方。
特定の候補者の選挙運動や政治活動等を行っていない方。

■当日投票立会人

※ご自身の投票する投票区・投票所での立会いとなります。

No.	投票区	投票所	募集人数	立会日、立会時間
1	大沢投票区	埴川健康センター	3名	4月7日(日) 午前7時～ 午後7時
2	石川投票区	石川多目的集会施設	3名	
3	田中投票区	峰栄館	3名	
4	水沢投票区	水沢コミュニティセンター	3名	
5	目名瀧投票区	八峰町役場庁舎	3名	
6	八森投票区	八森生活改善センター	3名	
7	観海投票区	ファガス	3名	
8	岩館投票区	岩館生活改善センター	3名	

■期日前投票立会人（投票管理者）

※投票立会人、管理者のどちらになるかは、選任後選管で審議のうえ、決定いたします。

No.	投票所	募集人数	立会日
1	峰浜地区期日前投票所（峰栄館）	1日につき3名	3月30日（土）～ 4月6日（土） 午前8時30分～ 午後8時
2	八森地区期日前投票所（ファガス）	1日につき3名	

■仕事の内容 投票事務の執行に立ち会い、公正に行われているか確認していただきます。

■報酬等（日給単価）

当日投票立会人	報酬10,700円	費用弁償1,500円
期日前投票立会人	報酬9,500円	費用弁償1,500円
期日前投票管理者	報酬11,100円	費用弁償1,500円

■立会人の決定 応募受付後、選挙管理委員会で審議し選任します。

■応募締切 平成31年3月1日(金)

■応募先 八峰町選挙管理委員会（総務課内） ☎76-4601

新成人の
皆さんへ

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

●将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」または「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

●「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

●「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった方が対象となります。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることが出来ない場合があります。

17ページのお知らせ版にも年金についてのお知らせがありますので、ご覧ください。

※国民年金のご相談・お手続きについては、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490

八峰町福祉保健課 ☎0185-76-4608